

新型コロナウイルス感染症に係る全国統一保証制度・和歌山県制度一覧（伴走支援型特別保証） <令和4年2月1日時点>

	【全国統一保証制度】伴走支援型特別保証 R4.2.1改正		【和歌山県制度】経営支援資金（伴走支援枠） R4.2.1改正	
保証 対象者	経営安定関連保証（セーフティネット保証）	一般保証	経営安定関連保証（セーフティネット保証）	一般保証
	次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて 経営行動計画書を策定した中小企業者 (1) セーフティネット保証4号（以下、4号）の認定を受けていること (2) セーフティネット保証5号（以下、5号）の認定を受け、かつ次のいずれかに該当すること ① 売上高等減少率が15%以上であること ② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて 経営行動計画書を策定した中小企業者 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて 経営行動計画書を策定した中小企業者 (1) セーフティネット保証4号（以下、4号）の認定を受けていること (2) セーフティネット保証5号（以下、5号）の認定を受け、かつ次のいずれかに該当すること ① 売上高等減少率が15%以上であること ② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて 経営行動計画書を策定した中小企業者 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
資金使途	経営の安定に必要な事業資金	事業資金	経営の安定に必要な事業資金	事業資金
	運転・設備・返済		運転・設備・返済	
保証 限度額	6,000万円		6,000万円	
合算 限度額	※伴走支援型特別保証と経営支援資金（伴走支援枠）は合算で6,000万円			
保証料率	国の保証料補助によりお客様負担は0.20% 補助前：0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	国の保証料補助によりお客様負担は0.20%～1.15%（料率区分による） 補助前：0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合0.65%～2.10%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	国の保証料補助によりお客様負担は0.20% 補助前：0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	国の保証料補助によりお客様負担は0.20%～1.15%（料率区分による） 補助前：0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合0.65%～2.10%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外
保証期間	10年以内 (据置5年以内)		10年以内 (据置5年以内)	
担保	必要に応じて徴求			
連帯 保証人	原則、法人代表者のみ（経営者保証免除対応有り）			
利率	金融機関所定利率		1.20%以内	
認定要件	(4号) 最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上 (5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上 ※各認定の指定期間については「中小企業庁ホームページ」よりご確認ください (当協会HP「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」内にリンクあり)	—	(4号) 最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上 (5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上 ※各認定の指定期間については「中小企業庁ホームページ」よりご確認ください (当協会HP「新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について」内にリンクあり)	—
認定権者	市区町村長	—	市区町村長	—
取扱期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日保証協会申込受付分		令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分	

新型コロナウイルス感染症に係る全国統一保証制度・和歌山県制度一覧（セーフティネット保証） <令和4年2月1日時点>

	【全国統一保証制度】	【和歌山県制度】	
	経営安定関連保証（セーフティネット保証）	経営支援資金（セーフティ枠）	資金繰り安定資金（セーフティ枠）
保証対象者	次の(1)もしくは(2)の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号（以下、4号） (2)セーフティネット保証5号（以下、5号）		
資金使途	経営の安定に必要な資金		
	運転・設備・返済	運転・設備	返済・運転
保証限度額	2億8,000万円	8,000万円	8,000万円
保証料率	(4号) 0.90% (5号) 0.80%	(4号) 0.60% (5号) 0.50%	
保証期間	(4号・5号) 10年以内（据置1年以内）		
担保	必要に応じて徴求		
連帯保証人	原則、法人代表者のみ		
利率	金融機関所定利率	(4号) 1.20%以内 (5号) 1.40%以内	(4号) 1.60%以内 (5号) 1.80%以内 ※返済資金に県制度以外の保証付融資の残高を含む場合 (4号) 1.90%以内 (5号) 2.10%以内
認定要件	(4号) 最近1か月の売上高等が前年同月と比べ△20%以上、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べ見込みで△20%以上 (5号) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で△5%以上 ※各認定の指定期間については「 中小企業庁ホームページ 」よりご確認ください (当協会HP「 新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について 」内にリンクあり)		
認定権者	市区町村長		
取扱期間	(4号・5号) 認定書有効期間内の保証協会申込受付分		